

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年8月8日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人によると、請求人の亡家族A（以下「被災者」という。）は、建設工事関係の複数の事業場で、運搬夫、土工、運転手等として粉じんさらされる業務に従事してきたという。

2 被災者は、慢性腎不全で透析治療を受けていたが、平成20年に発症した脳梗塞のリハビリとして、平成21年1月28日、B医療機関に入院したところ、胸部の検査において「石綿肺」の所見ありと伝えられた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、入院先のC医療機関で心不全により死亡したが、請求人によると、被災者は亡くなる半年ほど前から息苦しい、咳が出る、痰が絡むなどの症状で苦しんでいたという。死亡診断書には、「直接死因：心不全、その他の身体状況：慢性腎不全、死亡の種類：病死及び自然死」と記載されている。

3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月29日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、被災者の死亡は、じん肺・石綿肺が関連していると主張している。
- (2) 被災者の平成24年9月3日及び平成25年1月16日付け胸部単純X線写真を読影したD医師、E医師及びF医師は、平成29年12月8日付け意見書において、「じん肺所見はなく、じん肺管理区分I相当である。」と述べている。
上記3名の専門的医師の画像所見は妥当なものと是認することができることから、被災者はじん肺を発症していないと認められる。
よって、以下、石綿による疾病について検討する。
- (3) 石綿による疾病の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が、「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。
- (4) 被災者の職歴及び石綿ばく露作業についての監督署長の調査によれば、被災者が石綿ばく露作業に従事したことは確認することができなかつたとされていることから、改めて一件記録により確認をしたが、決定書理由第に説示するとおり、被災者が石綿ばく露作業に従事した事実は認められない。なお、念のため医学的意見をみると、以下のとおりである。

ア 石綿肺について

G医師は、平成29年11月2日付け意見書において、傷病名を石綿肺とし、胸部X線上、不整形陰影1/1と所見し、「平成21年1月28日実施の胸部CTにて、両側肺背側に胸膜肥厚斑を認める。」と述べているが、認定基準に定める胸膜プラークと判断できる程度か否かについては明らかでな

い。

H医師は、平成30年1月25日付け意見書において、「B医療機関で平成21年1月29日に撮影された胸部CTにおいて、両側に石灰化を伴う胸膜プラークを認め、両側下葉の末梢に石綿肺を示唆する軽度の間質性病変も見られる」と述べつつも、「本件のじん肺所見はあったとしても軽度である」旨述べている。

なお、厚生労働省は、労働局の協議に対して、胸膜プラーク所見及び石綿肺所見は認められない旨の回答をしているところであるが、これは医学的知見を精査した上で判断したものであり、是認できる。

よって、被災者に第1型以上の石綿肺は認められない。

イ このほか、被災者に認定基準に掲げられた原発性肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚が存在した事実は、一件記録によっても認めることができない。

ウ 死亡原因について

平成○年○月○日付け死亡診断書には、直接死因「心不全」、その他の身体状況「慢性腎不全」と記載されている。

I医師は、平成29年10月23日付け意見書において、「肺炎もあったがもともと腎不全で透析もしており心不全も悪化していたため、水貯留による心不全と腎不全は関連があると思われる。」と述べている。

H医師は、平成30年1月25日付け意見書において、「経過及び所見から腎不全に伴う心不全で死亡したという主治医の判断は妥当であり、業務が有力な原因となって死亡したとはいえない。」と述べている。

(5) H医師の意見は、被災者の症状の経過等に照らした妥当なものであり、是認することができることから、決定書理由に説示するとおり、被災者の死因は腎不全に伴う心不全であり、被災者は石綿による疾病のために死亡したとの請求人の主張は失当である。したがって、被災者の死亡は業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月27日